消防庁障害者施設等火災対策検討部会 部会長 室崎 益輝 様

> 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表 光増昌久

障害者施設等火災対策についての意見

(1) 障害者施設等火災対策検討部会での検討の継続を

このたびのスプリンクラー設置義務化については、障害者が住む場所を失うことになってしまうのではないかと危惧する声が多く上がっている。障害者グループホームの多くは賃貸住宅であり、新たな消防設備の設置義務化は貸し手責任にも及ぶが、家主の同意が得られない事態も予想される。賃貸契約の更新が行われないことによって、障害者が住む場所を失うような事態を防止するためのセーフティネットは不十分であり、社会福祉政策と防火安全対策の整合性を図るという観点からは、この検討会の合意ができているとは言い難い。合意できる内容にするために継続して検討をおこなうべきと考える。

今回のスプリンクラー設置義務化については、6 項ロか、6 項ハかによって、その負担には大きな違いが生じることとなる。スプリンクラー設置にあたっては、消防庁が提示している金額では設置することができない場合も多く、法人としてはかなりの額を自己負担して設置している実情がある。近年、障害者グループホームの設置にあたって、防火改修費用の大きさから設置を断念している団体もあることを配慮する必要がある。

入居者の防火安全性を高めることは必要であるが、特に小規模な建物については、設備に多額の費用をかけるだけではなく、費用負担も少なくてできる改修や有効な避難訓練等、火災安全性を確保するためにやるべきことがあるのではないかと思われる。何をおこなうべきかについて議論することなく、検討を終わらせることがないようにしていただきたい。

(2) 住宅全体の火災安全性を高めるための施策をすすめてほしい

「住まい」として普通に人が暮らしていた住宅が、障害者が暮らすグループホームとなったとたんに多くの規制がおこなわれ、多額の費用をかけなければ使用することができない状況となっている。グループホームだけを特別に取り扱うのではなく、住宅全体の安全性を高めていくことに取り組み、その結果として、既存の住宅をグループホームとして使用する時の安全性も高まるという方向性を目指すべきである。

障害者グループホームは、既存の建物を使用したグループホームが多いが、近年、グル

ープホームの火災安全性を高めるために設備の重装備化がすすめられていること等も影響して、既存の建物を利用することが困難になっており、新築のグループホームが増えている。財政面で余裕のない団体にとっては新築することは困難な場合が多く、グループホーム設置がすすめられない状況もある。

グループホームの絶対数が不足しているという声がある中で、障害者グループホームの 設置にさらに歯止めがかかることにならないようにする必要がある。

また、新築で建てるところが増えることにより、グループホームの大規模化が進んでおり、地域から離れたところに設置されることも増えている。規模が大きくなれば、短時間の間に入居者を避難させることが難しくなり、火災発生時の新たな危険性を高めることとなりかねない。

一方で、新築により入居者が負担する家賃は高くなり、今後、グループホームへの入居 が困難となる障害者も増えるのではないかと危惧している。

「住宅」を必要としない人はいないことを考えれば、グループホームに入居できない人たちがより条件の悪いところで安全性の低い生活を選ぶしかないという事態が生じるのではないかと心配される。

既存の建物を使用したグループホームを実現可能にするためにも、総合的な安全対策を 講じる必要がある。

(3) スプリンクラー設備の設置に関する特例措置について

既存の住宅を使用したグループホームが立ちゆかない状態にならないためにも、安全性 の確保を求めつつ、設備負担を軽減するための対策が必要である。

小規模なグループホームについては、スプリンクラー設備の設置を緩和する措置について、以下のような要件を検討していただきたい。

① 規模要件は廃止しても人数要件によって緩和できるなどの措置が必要

少人数で、夜勤者がいれば対応可能なケースもあるため、平成 19 年に消防庁が出されたスプリンクラー緩和措置(平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号)について、再度、周知を図ることが必要である。避難限界時間の範囲内で避難可能な体制が整う事が認められれば緩和できるとされており、これらを有効に活用し、以下の項目を追加することが必要と考える。

- 1) 訓練の積み重ねによる避難所要時間短縮が、スプリンクラー緩和にプラスに働く仕組みの導入
- 2) 平屋の場合や、各階にバルコニーを設けている等、水平避難先の確保をおこなって いることを評価して緩和する仕組み
- 3) 人数要件

② 消防・建築と意見が対立した場合の仲裁をする第三者機関の創設により、専門的に判断する仕組みを導入する

防火規定は消防法と建築基準法等にそれぞれ定められており、独立して運用されているが、総合的に見て判断すればより合理的な防火安全が実現できると考えられている。スプリンクラーの奏効率は高いが、100%の信頼性が確保されているわけではない。単一の消防設備の充実を特化させて、防火安全対策の全てをそれに依拠するのではなく、建築空間的対策や、防火管理的対策を、適切に組み合わせることで防火安全を確保する可能性を閉ざすべきではない。

単に形式的に判断するだけでは、必要な福祉政策の実現に支障をきたす場合があるため、 特に小規模な福祉施設に対しては防火の専門的立場から判断してもらえる仲裁機関が必要 であると考える。

③ 避難限界時間の延長(煙降下時間とフラッシュオーバー時間)に寄与する煙対策などの強化により緩和する

火災による複数の死者発生事例では防煙と排煙措置を重視すべきである事が指摘されている。スプリンクラーで火災の延焼を食い止められるとしても、火災からの教訓に真摯に 学ぶのであれば煙の対策を軽視してはならないと考える。

小規模な建物に対応した有効な防煙・排煙の仕組みを開発し、積極的にその導入を図る ことが真に望まれていると思う。そのうえで 煙対策を評価して緩和既定に反映することが 重要と考えられる。

- ④ 内装の防炎化だけでなく、入居者の身の回り品・垂直方向にあるインテリア用品などの 徹底した防炎化をすすめることも評価し、緩和する。
- ⑤ 一斉に解錠できる電気錠など、避難しやすくするための設備についても評価し、緩和する。またこれらの設備設置についての助成制度も必要。

(4) 避難訓練等に関する見直しの検討が必要

長崎県の火災でも出火した部屋のドアは閉められていなかった。廊下と階段を仕切るドアはあったにもかかわらず、開放されていた。これらのドアが閉められていたら被害は少なくできたのではないだろうか。設備を充実してもそれだけでは不十分である。

「ドアを閉めることがどのような意味があるのか」を関係者に周知し、「避難時にドアを閉める」ことを避難訓練にも取り入れる等、訓練内容についても見直しが必要ではないかと考える。

また、スプリンクラーの総合的な安全性について、スプリンクラーから落ちてくる水が 顔にかかった場合にそれをよけることができない場合でも大丈夫なのかという課題もあ る。スプリンクラーの設置にあたって、火災時のことだけではなく、起こりうる事態に対 する安全性などについても検証する必要がある。

(5) 平成26年度制度改正について

障害程度区分の見直しの実施

平成 26 年度から障害程度区分の見直しが実施されることとなっており、それによる区分の変更については見通しが立たない状態にある。

そもそも6項ロ、6項ハを障害程度区分によって分けることに無理があるのではないか。 専門家を加えて再度、検討することが必要ではないかと考える。今回の検討会で結論には 至らないと思われるので、期限を決めて検討する場を設けてほしい。

サテライト型居住について

平成 26 年度より新たに設けられるグループホームのサテライト型居住については、グループホームの新たな支援形態の一つとして、民間アパート等の一室を使って、本体グループホームとの連携をはかりながら一人暮らしに近い生活を可能にするものとされている。これは、一人暮らしの障害者にヘルパーを派遣するしくみと変わらないものであり、サテライト居住に使用した居室については、一人暮らしと同じ扱いとし、用途変更の必要がないしくみにしておく必要がある。

(6)報告書について

*特例措置について、現在実施されている特例について記載した上で、追加される特例を 記載してほしい。

*P2 火災の出火原因は「放火または放火の疑い」という記載について、障害者への偏見を助長するおそれがあるので書き方を適切にしてほしい。

グループホームにおける火災の発生率自体は一般の住宅より低いと思われる。一般に比べるとコンロ、ストーブ、天ぷら火災等の不注意による出火が少ない分、結果的に放火によるものが高くなっているということではないか。検証にした上で適切な書き方にすべきである。